

令和元年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

(所管事項説明)

1 「令和元年版成果レポート(案)」について	1
	(別冊1)
2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の見直しについて	2
	(別添1-1、別添1-2、別添1-3)
3 農業の担い手確保・育成に向けた取組について	3
4 豚コレラに係る本県の対応状況について	5
5 三重の森林づくり基本計画2019の取組について	7
	(別添2-1、別添2-2)
6 林業における人材の確保・育成の取組について	9
7 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例(仮称)の骨子案について	11
	(別添3)
8 水産業における担い手の確保・育成の取組について	13
9 各種審議会等の審議状況の報告について	15

別冊1 令和元年版成果レポート(案) (農林水産部関係抜粋)

令和元年6月

農林水産部

(1)「令和元年版成果レポート(案)」について

1 農林水産部の主担当施策

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における農林水産部の主担当施策は、表のとおりです。

表 農林水産部主担当施策

施策名	進展度	別冊頁
147 獣害対策の推進	B	1
153 豊かな自然環境の保全と活用	A	4
311 農林水産業のイノベーションを支える 人材育成と新たな価値の創出	B	8
312 農業の振興	B	12
313 林業の振興と森林づくり	B	19
314 水産業の振興	A	25

2 令和元年版成果レポート(案)の修正

令和元年版成果レポート(案)について、冊子配付後に県民指標の実績値が確定したことから、記載内容を一部修正いたします。

【施策311】農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出

○県民指標(別冊8ページ)

「魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合」

<修正後>

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
魅力ある県産 農林水産物や 加工品が販売 されていると 感じる県民の 割合	/	44.0%	46.0%	48.0%	0.88	50.0%
	42.1%	45.2%	43.5%	42.2%		/

<修正前>

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
魅力ある県産 農林水産物や 加工品が販売 されていると 感じる県民の 割合	/	44.0%	46.0%	48.0%	0.88	50.0%
	42.1%	45.2%	43.5%	42.1% (速報値)		/

(2) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の見直しについて

1 新たな基本計画の骨子案について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年12月制定・施行）」に基づく基本計画について、本年度中に見直しに向けた作業を進めています。今回、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな基本計画の骨子案（別添1-1）を取りまとめました。

構成の章立てについては、第1章「策定の考え方」、第2章「農業・農村をめぐる情勢」、第3章「農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方」、第4章「農業及び農村の活性化に向けた施策の展開」、第5章「推進体制の整備」としています。

特に、第3章では、第2章に示したような、人口減少やTPP11等グローバル化の進展、生じている様々な潮流など、農業及び農村を取り巻く環境の変化や課題を踏まえて、「農業及び農村の果たす役割」と「めざすべき将来の姿」を整理しました。

また、計画の見直し作業を進めるにあたり、農業・農村を活性化していく視点に加え、次の3つの視点（別添1-3）を設定して、第4章の「農業及び農村の活性化に向けた施策の展開」の具体的内容を検討していきたいと考えています。

視点1	AIやロボット等、革新的技術がもたらす新たな展開
視点2	持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現
視点3	「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化

2 今後の対応

今後、本委員会における議論や、基本計画懇話会（農業者、食品関連等事業者、有識者等で構成）等からいただいた意見を踏まえて、施策展開における具体的な内容（別添1-1の骨子案の第4章）等を検討するなど、さらに策定作業を進めていきます。

3 基本計画の見直しスケジュール

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の策定作業とも整合を図りつつ、本年度中に基本計画を見直したいと考えています。

- ・令和元年 6月 県議会（常任委員会）・計画骨子案
- 7月中旬 基本計画懇話会（農業者や有識者からの意見聴取）
- 9月頃 基本計画懇話会
- ・令和元年 10月 県議会（常任委員会）・計画中間案
- 10月中旬～ パブリックコメント
- 12月頃 基本計画懇話会
- ・令和元年 12月中旬 県議会（常任委員会）・計画最終案
- ・令和2年 2月 県議会（議案提出）
- ・令和2年 3月 策定

(3) 農業の担い手確保・育成に向けた取組について

1 現状（背景、課題）

平成17年に57,810人であった県内の農業就業人口は、平成27年には34,002人と10年間で約4割減少するなど、高齢化などにより農業就業者の減少が急速に進んでいます。

また、県内の認定農業者に対する経営実態調査では、平成30年の平均農業所得が770万円となっており、認定農業者の育成に向け設定している農業所得目標の500万円を超えている一方で、3分の2の認定農業者が500万円未満の農業所得となっています。

こうした状況を踏まえ、農業・農村の持続的な発展と農地の保全を図るためには、新規就業者を確保しつつ、収益力の高い地域農業の担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

2 これまでの取組

(1) 地域農業における担い手の確保・育成

地域や産地などにおいて、担い手となる収益力の高い経営体を確保・育成していくため、市町、農業委員会、JA、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「支援センター」）等と連携し、地域の実情を踏まえながら、経営規模の拡大や経営改善、地域営農体制の整備など、それぞれの課題に応じた支援に取り組んでいます。

① 「人・農地プラン」の策定を通じた地域の合意形成の促進

地域における農業の担い手の確保・育成が着実に進むよう、集落の話し合い等による合意形成を通じて、将来の農業ビジョンや担い手となる経営体、農地の利用調整ルールなどを明確にした「人・農地プラン」の策定を支援しています。

現在、県内には、水田がある2,000集落のうち495集落において335のプランが策定されています。

② 農業経営体の育成支援

認定農業者など経営体からの経営相談に市町や普及指導センターが対応しているほか、支援センターが開設している三重県農業経営相談所において、法人化や事業継承、経営改善などが課題となっている経営体に対して、中小企業診断士や税理士などの専門家を派遣し、情報提供やアドバイスなどの支援に取り組んでいます。

また、経営基盤を強化するため、農地中間管理事業等による農地の集積・集約化や補助事業・農業融資などの活用による農業施設機械の導入など経営規模の拡大に向けたサポートに取り組んでいます。

③ 集落営農の促進

集落内において、経営規模を縮小する農業者から農作業などを受託する集落営農組織の設立や運営、さらには、法人化に向けた取組を支援しています。

また、それぞれの集落営農組織の効率的な運営に向け、施設・機械の使用や受託した農作業の実施などを組織同士で補完しあう広域連携の取組なども進めています。

現在、県内には、541集落において325の組織があり、うち78組織が法人となっています。

(2) 新規就農者の確保に向けた取組

新規就農者の確保に向け、三重県農業大学校において農業教育に取り組むとともに、市町、J A、支援センターなどと連携しながら、農業を志す人の募集をはじめ、就農の準備から定着に至る各ステージで就農者等へのサポートを進めています。

①農業を志す人への情報提供等

- ・県内外における新規就農相談会等への出展
- ・就農相談窓口を通じた相談対応

②就農準備・定着への支援

- ・自営就農者の「就農計画」の策定支援
- ・自営就農直後の経営を支える国の「農業次世代人材投資資金(経営開始型)」の交付
- ・普及指導員の就農計画達成に向けたフォローアップ
- ・農業法人等での雇用就農者へのO J Tを支援する国の「農の雇用事業」の活用支援
- ・農業法人等における働きやすい職場環境づくりに向けた研修会の開催

などに取り組んでいます。

近年、新規就農者数(45歳未満)は、毎年140名前後で推移しています。このうち農業法人等に雇用されて就農する者が7割を超える状況となっています。

また、こうした状況を踏まえ、雇用力のある農業法人等の経営人材の育成に向け、平成30年度に開設した「みえ農業版MBA養成塾」において、現在、2名の塾生が、県内の先進的な農業法人で実習等しながら、経営学やフードマネジメントなどを学んでいます。

3 令和元年度の取組

今後も引き続き、市町、農業委員会、J A、支援センターなどと連携しながら、これまでの取組を着実に実施していきます。

特に、農地集積を進めるためには、地域における農業者等の合意形成が一層必要であることから、集落等の話し合いを活発にし、実効性の高い「人・農地プラン」の策定を促進していきます。

また、集落営農については、既存の集落営農組織の法人化に加え、農地中間管理事業や基盤整備事業の活用を契機とした新たな営農体制の構築に取り組めます。

さらに、自営就農希望者の多くが施設園芸での就農をめざすことから、産地などにある使用されなくなったビニールハウスや温室などの「居ぬき」資産を就農者にマッチングさせる取組を進めるとともに、経営体の労働力確保に向け、農繁期が異なる産地間で労働力を融通しあう仕組みづくりについて検討していきます。

(4) 豚コレラに係る本県の対応状況について

1 現状（背景、課題）

豚コレラについては、昨年9月以降、岐阜県内で発生が続くとともに、本年2月以降には、愛知県内でも発生が続いています。

本県では発生はありませんが、令和元年6月7日に三重県境まで約1.5kmの岐阜県側で豚コレラに感染した野生いのししが確認されたことをはじめ、近隣県での発生が続いていることから、引き続き生産者等と連携をしながら、豚コレラの発生予防に取り組んでいます。

2 本県の対応状況

(1) 農家への指導

昨年9月に岐阜県において、国内では26年ぶりとなる豚コレラの国内発生が確認されて以降、家畜保健衛生所が中心となり、県内の養豚農場等に対して、防疫対策の徹底や異状発見時の早期通報など、飼養衛生管理基準の遵守を指導しています。

また、家畜保健衛生所が24時間体制で農家相談等に対応するとともに、県外養豚場での発生が確認される度に、県内の各養豚農場等の飼育豚等に異状がないことを確認しています。

令和元年6月7日に、岐阜県養老町小倉地内の三重県境まで約1.5kmの地点において、豚コレラに感染した野生いのししが確認され、確認地点から半径10km圏内に本県の養豚農場（1農場）が入ったことから、国と協議し、監視対象農場に設定されました。

この監視対象農場においては、令和元年6月8日を起点として少なくとも28日間（監視対象期間）、次の対応を行っています。

- ・農場主は、毎日、飼養豚の臨床症状、死亡頭数などを家畜保健衛生所に報告。
- ・農場主は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出。
- ・農場主は、出荷前日に出荷豚の体温測定及び臨床症状を確認し、家畜保健衛生所に報告。

また、令和元年6月14日には家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒命令を告示し、県内全ての養豚農場の、農場消毒レベルを統一して高い水準で揃え、豚コレラの未然防止に努めるため、県内全農場で、消石灰消毒を緊急実施することとしました。

緊急消毒期間：令和元年6月20日から令和元年7月12日

消毒継続期間：令和元年6月20日から令和2年3月31日

(2) 野生いのししの状況

岐阜県での発生以降、県内で発見される死亡野生いのしし等を対象に検査を実施してきており、これまで全頭陰性であることを確認しています。（令和元年6月18日現在、15頭中15頭陰性）

現在、岐阜県及び愛知県で実施されている野生いのししへの経口ワクチン散布は、あらかじめ野生いのししに経口ワクチンを摂取させ、免疫を付与し、感染源とならないようにするため、国の指導のもと、緊急防疫措置として行われています。

本県においては、現在のところ死亡野生いのしし等の検査ですべて陰性を確認していますが、感染いのししの三重県への侵入リスクが高まってきていることから、本県においても、経口ワクチン散布の実施について国と協議・調整をしているところです。

(3) 対策本部の設置と対応

豚コレラの発生が岐阜県以外に拡大したこと等を踏まえ、平成31年2月6日に「三重県豚コレラ対策本部」(本部長：危機管理統括監)を設置し、県関係部局の連携を改めて確認するとともに、豚コレラに関する情報の共有等を図っています。

三重県境付近で豚コレラに感染した野生いのししが確認されたこと等を踏まえ、防疫体制の強化を図るため、令和元年6月13日に三重県豚コレラ本庁対策本部第2回幹事会を開催し、関係部局等との情報共有を行いました。

(4) 国への緊急要請

県では、岐阜県、愛知県での豚コレラ発生地域の拡大状況や三重県養豚協会からの豚コレラ防疫対策に係る要望を踏まえ、国に対する緊急要請を平成31年2月27日に実施しました。また、令和2年度国への提言・提案においても下記の要請を行いました。

- ・ 感染経路の把握、感染拡大の原因究明、及び水際対策を徹底して行うこと。
- ・ 野生いのししへの経口ワクチン散布について、その調査分析等の結果を情報共有すること。また、飼養豚へのワクチン使用については、感染の拡大状況や養豚関係者の心情なども踏まえ検討すること。
- ・ 消毒資材の確保や防護柵等の設置など、養豚農場等における防疫強化の取組を継続的に支援できるよう予算を十分に確保すること。

3 今後の取組

豚コレラの発生防止に向け、国や近隣府県等との連携を密にした情報交換と関係者への迅速な情報提供に努めるとともに、防疫体制の一層の強化に取り組みます。

引き続き、県内58の養豚農場と20の小規模飼養者に対して、消毒レベルの高い水準での維持や飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導するとともに、国の制度も活用しながら防護柵や消毒機の設置など各養豚農場における防疫強化の取組を支援していきます。

また、県境付近で感染した野生いのししが確認されていることを踏まえ、これまで行っている死亡野生いのしし等の検査に加え、岐阜県境付近の地域において、検査件数を増やすなど、モニタリング強化を図っていきます。

さらに、野生いのししへの経口ワクチン散布については、早期の実施に向け、国と必要な協議・調整を進めていきます。

(5) 三重の森林づくり基本計画 2019 の取組について

1 基本計画の位置づけ

三重の森林づくり基本計画は、三重の森林づくり条例（以下「条例」という。）に基づき、中長期的な目標や基本となる方針、施策の方向などを定めた計画で、現行の「三重の森林づくり基本計画 2019」（以下「基本計画 2019」という。）は、議会の議決を経て平成 31 年 3 月に改定したものです。

基本計画 2019 は、令和元（2019）年度を計画の始期とし、令和 10（2028）年度を目標年度とした 10 年間の計画となっており、条例に基づき、施策の実施状況を毎年議会に報告することとされています。

2 基本方針及び目標

条例で規定する基本理念をふまえ、別添 2－1 のとおり、基本計画 2019 においては 4 つの基本方針を定め、基本方針ごとに、施策の進展度を複数の観点から総合的に評価・検証できるよう指標を設定し、10 年後の目標値を定めています。

3 重点的に取り組む項目

(1) 重点プロジェクトの設定

特に注力するポイントを明確にするため、計画期間の前半（5 年間）に重点的に実施するプロジェクトを設定し、成果指標を設け、その進捗管理を図ることとしています。（別添 2－2 参照）

(2) 令和元年度の主な取組

各プロジェクトごとの、今年度の主な取組は次のとおりです。

① 緑の循環推進プロジェクト

新たに、森林所有者等による再造林地や林業経営に適さないため天然更新を図る伐採跡地等における獣害防護柵の設置のほか、ICT 等の新たな技術を用いたニホンジカの捕獲をモデル実施する市町に支援します。

（一部新：みえ森と緑の県民税市町交付金事業〔連携枠：森林再生力強化対策事業〕）

② 災害に強い森林づくりプロジェクト

危険木の除去や大径化を促す調整伐により「災害緩衝林」を整備するほか、新たに、災害緩衝林整備と一体的に森林整備を行う市町に支援します。

（災害緩衝林整備事業）

（一部新：みえ森と緑の県民税市町交付金事業〔連携枠：流域防災機能強化対策事業〕）

③ 次世代型森林情報活用プロジェクト

新たに、航空レーザ測量を実施して詳細な森林情報を把握し、森林クラウド等により市町や事業者と共有するとともに、解析データの効果的・効率的な活用手法の検討などを行います。

(新：森林情報基盤整備事業)

(新：新たな森林経営管理体制支援事業)

④ 森林・林業を担う人づくりプロジェクト

本年4月に本格開講した、「みえ森林・林業アカデミー」において、次代の森林・林業や地域を担う人材の育成に取り組みます。

(一部新：みえ森林・林業アカデミー設置・運営事業)

⑤ A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

川上から川下までのサプライチェーンの強化のほか、新たに、木材を利用した中大規模建築物を提案できる建築士の育成や、県産木材製品の輸出促進などに取り組みます。

(「もっと県産材を使おう」推進事業)

(一部新：みえ森林・林業アカデミー設置・運営事業)

(一部新：中国・韓国に向けた県産材輸出促進事業)

⑥ 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を県内各所に展開するため、新たに、既存の県有施設の活用を検討するほか、「みえ木育ステーション認定制度」の創設に取り組みます。

(一部新：森を育む人づくりサポート体制整備事業)

4 今後の対応

今後は、県民、事業者、市町、県が目標を共有しながら、豊かな森林を守り育てていけるよう、基本計画2019に基づく新たな「三重の森林づくり」の施策に、オール三重で取り組んでまいります。

(6) 林業における人材の確保・育成の取組について

1 現状

県内の林業就業者数は、平成27年国勢調査では、1,016人と、林業が盛況であった昭和55年と比べて4分の1にまで減少しています。人口減少が続く中山間地域の振興には、主要産業である林業の活性化が不可欠であることから、次代の森林・林業や地域を担う人材を育成していく必要があります。

このような中、本年4月に森林経営管理法が施行され、市町を主体とした新たな森林経営管理制度がスタートするとともに、市町が行う森林整備等の財源となる森林環境譲与税が導入されました。

今後、新たな制度のもとで、森林整備を着実に進めていくためには、林業事業者やそこで働く林業従事者のほか、自伐型林業のような新たな主体も含め、森林整備を担う多様な人材を確保・育成していく必要があります。

2 これまでの取組

(1) 新規就業者の確保

林業の新規就業者の確保に向け、高校生を対象とした林業職場体験の開催や、就業・就職フェア等での相談対応のほか、平成28年度からは、林業への就業に関心のある方に林業を体験していただくため、もりびと塾（林業体験コース）を実施し、森林・林業の基礎知識の習得やチェーンソー・刈払機の基本操作の実習などを行っています。

(2) 林業従事者の育成

生産性の向上や技術の継承を行うため、森林作業道の作設、高性能林業機械の操作やメンテナンス等のほか、架線集材技術などに関する研修を実施して、林業従事者の育成に取り組んでいます。

(3) 新たな人材の育成に向けた取組

森林・林業や地域を担える人材の育成に向け、平成28年度から、「もりびと塾」（林業リーダー育成コース）を開催し、試行的な取組を行ってきました。

こうした取組をふまえ、新たな林業人材育成機関として、平成30年10月に「みえ森林・林業アカデミー」をプレ開講し、県内各地で公開講座やワークショップを開催しました。

3 令和元年度の取組

(1) 多様な担い手の確保

林業の新規就業者を確保するため、引き続き、県内で開催される農林漁業就業・就職フェアにおいて就業希望者等への相談対応を行うほか、今年度は、東京や大阪などの都市部で開催される就業ガイダンス等へ出展し、地方への移住希望者等に対する情報発信や相談対応を行います。

また、県内の高校生に林業を将来の職業として選択してもらえるよう、引き続き、高校生林業職場体験研修を開催するほか、地域の自立的な林業活動の担い手を支援するため、自伐型林業に取り組むグループ等への技術研修等を実施します。

(2) みえ森林・林業アカデミーにおける人材育成

平成31年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー（以下「アカデミー」という。）」では、各分野の第一線で活躍する有識者を講師に迎え、受講生の職場における役割や生涯を通じたキャリアデザインに対応する充実したカリキュラムを設定しており、「ディレクター育成コース」、「マネージャー育成コース」、「プレーヤー育成コース」の3つの基本コースで、30名の受講生が学んでいます。

また、基本コースのほか、ニーズに応じた専門性の高い技術を習得できる「選択講座」、林務行政の基礎知識の習得や、新たな森林経営管理制度への対応を目的とした「市町職員講座」、林業への就業に関心のある方を対象とした「林業体験講座」を設け、幅広い層の人材育成に対応できる構成としています。

今年度が開講初年度となりますが、受講生が最新の知見や技能を習得できるよう、円滑な講座運営に努めるとともに、次年度に向けて更なるブラッシュアップに取り組んでいきます。

さらに、アカデミーの周知や次年度の受講生募集に向けて、SNS等を活用したアカデミーの魅力発信に取り組むほか、オール三重での講義・実習体制を強化するため、「みえ森林・林業アカデミー産学官連携協議会」による支援体制の充実に努めてまいります。

(7) 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）の骨子案について

1 基本的な考え方

県産水産物の高付加価値化や担い手の確保・育成、資源管理や漁場環境の保全、水産基盤の整備などの施策を計画的に進めてきた結果、一定の成果も得られていますが、漁獲量や漁業就業者数の減少など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

このような中、本県の水産政策を次のステージへとさらに発展させ、「水産王国みえ」の復活に向けて、漁業者や関係団体、さらには県民の皆さんと一体となって取り組んでいけるよう、その原動力となる条例を検討する時期にあると考えています。

条例の検討にあたっては、以下のポイントを踏まえ、取組を進めていきます。

【条例の制定に向けた検討のポイント】

- ①「包容力」「多様性」「持続可能性」を大切に共生社会づくりをめざすSDGsの考え方も踏まえ、科学的根拠に基づく効果的な資源管理や海女漁業の振興など、水域環境の保全、水産資源の持続可能な利用や維持及び増大を推進
- ②新たな技術を活用した社会課題解決モデルの構築をめざすSociety 5.0の考え方も踏まえ、真珠養殖をはじめ本県の強みである養殖業のAI・ICT技術を活用したスマート化など、水産業の競争力強化や働き方改革を推進
- ③地震や頻発・激甚化する風水害等からの被害の軽減をはじめ、災害に強く持続的な生産性が高い水産業と安心して快適な漁村を構築

2 条例骨子案の概要

(1) 目的

本県の水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ります。

(2) 基本理念

将来にわたって、水産業が持続的に継続され、県民が豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感できるよう、次の事項が行われることを基本とします。

- ①水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な管理に基づく維持・増大、競争力のある養殖業を確立
- ②多様な意欲ある若者が漁業に就業し、漁業者自らが高い付加価値を創出するなど、水産業者等の経営力の強化
- ③災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築を推進

(3) 県の責務

県は、基本理念に則り、国、市町及び水産業者等と連携を図りながら、施策を着実に実施するとともに、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めます。

(4) 水産業者等及び県民の役割

水産業者等は、相互に連携して、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めます。
また、県民は、水産業及び漁村並びに本県産の水産物に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上や水域環境の保全に努めます。

(5) 基本計画の策定

水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めます。

- ①基本的な方針及び主要な目標を定める。
- ②広く県民の意見を聞くとともに、議会の議決を経ることとする。
- ③おおむね5年ごとに見直す。

(6) 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

基本的理念に則り、水産業及び漁村の振興に関する基本的施策の策定を進めます。

- ①水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の確立
- ②多様な担い手の確保・育成と経営力の強化
- ③災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築
- ④その他(県民の理解の促進等)

3 今後のスケジュール

今後、本委員会での議論や三重県水産業・漁村振興懇話会においていただいた意見を踏まえるとともに、幅広く漁協など関係団体等を訪問して意見交換を行うなど、関係者の皆さんとしっかりと議論し、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画(仮称)」の策定作業とも整合を図りつつ、検討を進めてまいります。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 6月20日 | 常任委員会・条例骨子案報告 |
| 10月9日 | 常任委員会・条例中間案報告 |
| 10月中旬 | 条例案パブリックコメント |
| 11月頃 | 三重県水産業・漁村振興懇話会
(有識者からの意見聴取) |
| 12月12日 | 常任委員会・条例最終案報告 |
| 令和2年2月 | 条例案提出 |

幅広く漁業者及び漁協等関係団体等からの意見聴取

(8) 水産業における担い手の確保・育成の取組について

1 現状

県内の漁業就業者数は、平成25年漁業センサスでは、7,791人と、平成5年の17,005人と比べて、大きく減少しています。このような中、水産業における担い手を確保・育成していくため、県では、市町や水産関係団体等と連携しながら、漁師塾による若者の漁業への就業促進や地域水産業の協業化・法人化の取組などを進めています。

2 これまでの取組状況

(1) 新規就業希望者への情報提供等

県では、県、市町、水産関係団体等を構成員とする三重県漁業担い手対策協議会（以下「協議会」という。）を設立し、漁業就業に関する相談窓口の一元化を図るとともに、三重県農林漁業就業・就職フェア等における情報発信、漁業者が講師となって水産高校生に漁業の魅力伝える「出前授業」の開催、新規就業希望者と受入地区とのマッチングなどに取り組んでいます。

(2) 漁師塾の取組

県では、関係団体や市町等と連携し、地域外から新規就業希望者を受け入れる仕組みである漁師塾の取組を支援しています。

平成31年3月末までに、海女漁業への就業に向けた「畔志賀漁師塾（志摩市）」や定置網漁業への就業に向けた「早田漁師塾（尾鷲市）」など、7漁師塾が開設されており、漁師塾を修了した21名のうち、14名がそれぞれの地元漁業に就業しています。

また、就業直後の不安定な収入対策として国の「長期研修支援制度」の活用を促すとともに、就業後の操業時に必要な操船技術等の研修を開催するなど、漁師塾修了生へのフォローアップも実施しています。

(3) 地域漁業の協業化・法人化の推進

平成30年度から、漁業への新規就業を希望する若者を地域に受け入れる際の雇用の受け皿となる、安定した経営基盤を有する経営体を育成することを目的に、複数の漁業種類の経営体による協業化・法人化に取り組んでいます。

これまでに、県内のモデル2地区において、水産業普及指導員による漁業の実態調査や、中小企業診断士等の専門家の派遣による経営分析等を実施し、協業化・法人化のプランの素案作成を進めてきました。

3 令和元年度における取組

(1) 新規就業希望者への情報提供等

引き続き、協議会が主体となり、就業相談への対応、就業・就職フェア等における情報発信、新規就業希望者と受入地区とのマッチング等に取り組みます。

(2) 漁師塾の取組

新規就業希望者の円滑な受入を促すため、引き続き、漁師塾の運営や新たな開設に向けた取組への支援、就業後のフォローアップを実施します。また、生産量・生産額ともに全国3位を誇る真珠養殖業において、担い手の確保に向けて真珠養殖漁協等が開設する「真珠塾」の支援に取り組めます。

(3) 地域漁業の協業化・法人化の推進

県内のモデル2地区において、昨年度に作成した協業化・法人化プランの素案をもとに、関係漁業者や中小企業診断士等をメンバーとする検討会を開催し、より詳細なプランの作成を進め、関係者の合意形成を図ります。

(4) 「居ぬき」物件の円滑な移譲に向けた仕組みづくり

本年度から、新規就業希望者等の施設整備にかかる初期投資の軽減を図るため、廃業した、あるいは廃業しようとしている漁業者等の施設や漁具といった経営資源を「居ぬき」物件ととらえ、新規就業希望者等とマッチングするための仕組みづくりに着手します。

具体的には、移譲可能な「居ぬき」物件の実態調査や、漁協・漁業者等との調整を行ったうえで、漁協等において、廃業予定者や新規就業希望者等に対する相談窓口の開設を進めます。

(9) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成31年2月14日～令和元年6月2日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成31年3月14日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 ほか4名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none">・日本型直接支払(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について・中山間ふるさと水と土保全対策事業について
5 調査審議結果	多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び中山間ふるさと水と土保全対策事業の平成30年度の実施状況について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	